

平成28年6月23日

保護者様

県立有馬高等学校
校長 福本 貢

生徒による政治活動等について

向暑の候 ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、標記のことにつきまして、ご協力をお願い申し上げます。

昨年の6月17日に改正公職選挙法が成立し、選挙権年齢が18歳以上へと引き下げられましたことはご承知のことと存じます。これに伴い、文部科学省は、「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）」を出しました。この通知では、改正公職選挙法施行日（平成28年6月19日）後に初めて行われる国政選挙から、この改正法が適用されること。高等学校等においては、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を求めています。そして、教育を進めるうえでの留意事項として、主に以下のような項目があがっています。

- 1 学校は、教育基本法に基づき政治的中立性を確保する。
- 2 学校は、学校教育法、学習指導要領に定める目的・目標等を達成するべく生徒を教育する公的な施設である。
- 3 高等学校の生徒による政治的活動等は、無制限に認められるものではなく、必要かつ合理的な範囲内で制約を受ける。
 - （1）生徒がその本来の目的（学業）を逸脱した場合。
 - （2）学校施設の物的管理の上での支障、他の生徒の学習活動等への支障等。
- 4 放課後や休日等に学校の構外で行われる生徒の選挙活動や政治活動の留意事項。
 - （1）家庭の理解の下、生徒が判断し、行うものである。
 - （2）違法なもの、暴力的なもの、違法若しくは暴力的な政治的活動等になるおそれが高い場合は、学校はこれを制限又は禁止することが必要である。
 - （3）生徒本人や他の生徒の学業や生活などに支障がある場合、生徒間の政治的対立等、学校教育の円滑な実施に支障がある場合は、適切な指導を行う。

つきましては、この通知を受けて、本校の指導方針を下記のように定めました。保護者の皆様には、ご理解とご協力をお願い申し上げます。また、校内での主権者教育につきましても地域等の選挙管理委員会と連携し、計画的に進めてまいりたいと考えております。

記

- 1 校内の政治活動については、禁止とする。
- 2 校外の政治活動については、家庭の理解の下、生徒が判断し、行うものとする。

しかし、学業に支障がある場合や危険性がある場合、また違法性がある場合等は、中止等の指導を行う。